

# 令和元年度愛媛県 ICT 機器導入促進事業費補助金の公募について

## 1 目的

愛媛県が ICT 機器を導入する県内の介護サービス事業者に対し、経費の一部を助成することにより、介護業務の効率化につながる ICT 導入を支援し、もって、介護職員の身体的・心理的負担を軽減し、離職防止や職場定着を図る。

## 2 補助事業の概要

**(1)補助対象者** 愛媛県内に所在する介護サービス事業者を運営又は開設する者  
(介護サービス事業者の指定又は許可を受けた者)

**(2)補助対象機器** 次の ア 又は イ の要件を満たし、かつ、ウ の要件を満たす ICT 機器

ア ソフトウェアに係る要件	記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務について、転記等の付随業務が発生することのないよう一貫したサービスを提供するソフトウェア（以下「介護ソフト」という。）であって、次の①から③までのいずれにも該当するものであること。 ① 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等が、介護ソフトを導入する場合は、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」（令和元年5月22日付け老振発0522第1号厚生労働省老健局振興課長通知）に準じたものを導入する場合に限るものであること。 ② 導入する介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること ③ 研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること
イ ハードウェアに係る要件	介護ソフトをインストールしたタブレット端末、スマートフォン等のハードウェアであること ※業務に限定して使用するものに限る
ウ 個人情報保護に係る要件	個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じているものであること

※ハードウェアのみを補助対象とする場合、既に介護ソフトによって記録業務等が一気通貫であることが必要

## (3)補助率及び補助限度額等

### 補助率 1/2 以内（1事業所につき30万円を上限）

○対象経費：次に掲げる購入費、リース又はレンタル等に要する費用

〔タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア、クラウドサービス、保守・サポート、導入設定、導入研修、セキュリティ対策に要する経費〕

※ICT 導入計画一計画につき、1回の補助（他の補助金等との重複交付は不可）

## 3 補助金交付申請の受付期間申請受付・交付決定など

### 令和元年7月29日（月）～令和元年8月30日（金）（当日消印有効）

- 受付期間終了後に、申請内容を審査した上で交付を決定。（先着順ではありません）
- 予算の範囲内で交付を決定しますので、全ての要望にお応えできないこともあります。
- 申請書は、愛媛県ホームページに様式を掲載しておりますので、ダウンロードしてください。

**【申請提出先・問い合わせ先】**

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 長寿介護課  
介護事業者係

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

TEL 089-912-2432 (直通)

FAX 089-935-8075

